

おおつき

主な内容

大洞山ウイングファーム一般開放.....	2
ReiNavi.....	3
ヒラメ・カサゴ・グシの稚魚放流を行っています.....	4
大月町移住応援隊活動新聞.....	6
県(地域支援企画員)からのお知らせ.....	7
地域包括支援センター通信.....	13
消防だより.....	15
行事予定表.....	16
お知らせ.....	17
こんにちは赤ちゃんまちの話題.....	18



町民のうごき
(平成30年5月31日現在)

世帯数	2,648戸	4~5月中の異動
人口	5,127人	出生.....2人
男	2,464人	死亡.....19人
女	2,663人	転入.....22人
		転出.....26人



大洞山ウィンドファームの完成にあわせ、5月21日に農村環境改善センターにおいて、竣工式前夜祭が行われました。歌手のばんばひろふみ氏によるミニコンサートなどが行われ、訪れた300名のお客さんとともに完成を盛大に祝いました。

5月26日・27日に開催された一般開放イベントには、完成前より見学を楽しみに待ち望んでいた町内外の方々、619名が来場されました。26日の土曜日はあいにくの天候ではありましたが、2日間を通して多くの方が来場され、間近で見る風車の迫力、大洞山から望む絶景に見とれていました。

今後の開放予定としては、不定期となりますが、土曜日・日曜日に開放することを予定しております。開放前には告知端末放送や町ホームページなどでお知らせしますので、町内一の高台から望む眺望と地上高130mの大型風車の見学においでください。なお、大洞山ウィンドファームの道路は作業道として整備されていますので、一般道路とは異なることにご注意ください。入場時に記載していただく安全誓約書の内容を遵守し、マナーを守って見学をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。



▲大洞山現地にて関係者が出席のもと竣工式典が行われ、大洞山ウィンドファームの末永い繁栄を祈願しました



■お問い合わせ まちづくり推進課 商工観光係 ☎73-1181

ReiNavi

～Let's be friends!～ 友だちになろう!

今月のテーマ

国際交流 ～Culture Exchange～

6月と言えば…海！花火！アイス!!!!!!徐々に気温が上がる時期ですね。皆さんはどうお過ごしでしょうか？私は一年で一番楽しみにしてる月が6月だったりします。大好物の一つはアイスなので、6月はいっぱい苺氷りを食べるぞー!!!

今年の6月は私にとって休む暇もない1カ月になります。6月2日はお父さんと妹の誕生日、6月3日は私の誕生日、6月9日は私が世界で一番好きなグループ「ミルキィホームズ」のコンサート、6月17日は父の日、6月23日は小学4年生から6年生のみんなと国際交流会IN大月!!ほぼ毎週何かしらイベントがあります。くたくたになるだろうけど、夏バテに気を付けます（笑）大月町の皆さんも夏バテには要注意！

5月に入ってから6月の準備に追われている毎日です。でも忙しいほど時間が過ぎるのが早く感じるので、結果オーライ！6月でもっとも成功させたいイベントは23日の国際交流会IN大月！このイベントは学校外で大月っ子のみんなと一日中騒いで遊べるので、いろんなゲームや料理などのお話の計画を立てられて嬉しいです！ゴールデンウィークが終わったばかりなのに6月23日が待ち遠しい!!

なぜこの国際交流会にこんなに思いを込めているかという、私が国際交流員として主催できる最後のイベントになるからです。

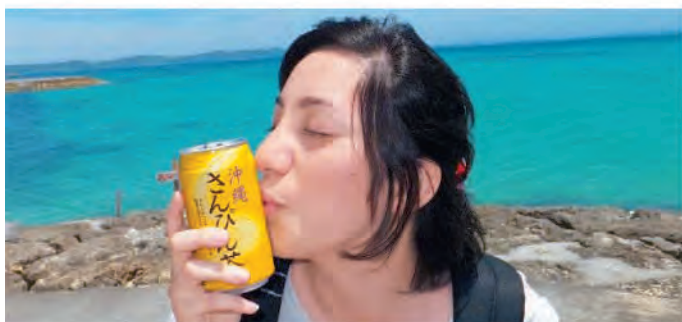
アメリカは外国人が多くて、いろんな人種の方と文化に触れる機会は毎日のようにあります。私は小学生の頃から海外の事を学べられたからこそ海外に興味を持ち、日本の学生生活の事を学ぶために沖縄の大学で短期留学をしました。その留学期間がきっかけで日本をもっと旅したいという気持ちが強まりました。でも大月町ではぶっちゃけ海外の文化に触れる機会なんてめったに無いし、大月っ子が学校で学んでいる英語を日常で使う機会もないからこそ、留学や海外で働く事を夢見ている生徒が少ないのではないかと思います。だから一つのイベントだけでも良いので、大月っ子に海外の事を少しでも興味を持たせたい！私が8月に大月町から離れても、英語の楽しさを10年後も100年後も感じ続けてほしい！もっと海外の事をみんなに伝えたいし、児童生徒の英語への苦手意識を克服させたい！新しい文化に触れるのは損にもならないし、大月っ子のみんなも楽しんでくれたらいいな～。

そして私はこの広報が出た1カ月後には新しい人生を歩み始めます。今のうちにいっぱい大月町を満喫しなきゃ！大月の文化、食べ物、観光地…ここ1年で巡り会えなかった大月のみんなにも会いたい！

8月の広報では最後のレイナビも掲載されます。最後まで私を見守ってください！



▲お遍路さんとのツーショット



■お問い合わせ 教育委員会 国際交流員 ☎73-1118

以上レイナビでした

to be continued...

☆英会話教室生徒募集中☆
レイナビさんと一緒に学ぼう～





ヒラメ・カサゴ・グレの稚魚放流を行っています

宿毛湾では、町や宿毛市・漁協等が事業主体となって沿岸漁業の振興策として、沿岸海域で放流事業を毎年実施しています。

(下表参照)

今年度は10月28日に県内で開催される「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」にむけた「大会記念リレー放流」として、5月9日に柏島赤灯台周辺において、町内園児によるヒラメ稚魚の放流を行いました。小さなヒラメに興味津々の園児たちは「お魚さん元気でね～。大きくなって帰ってきてね!!」と、声をかけながらやさしく稚魚を海に戻してあげていました。

魚は一度に多くの卵を産みますが、自然界ではほかの魚に食べられたり、エサが不足したりするため、成魚になるのはごく少数です。

水産資源の減少、低迷が続く中、自然の再生産不足を補い漁業生産の増大を図るために、放流事業はとても重要な役割を担っています。宿毛湾では効果的な放流を継続していくために、小さいサイズの魚を釣った時には海に帰すよう啓発にあたっています。漁業者・遊漁者の皆様のご理解ご協力をお願いします。



平成30年度放流事業(大月町関係分)

事業主体	放流日	魚 種	放 流 場 所	放流尾数
町・すくも湾漁協	5月9日	ヒラメ	柏島赤灯台周辺	13,000尾
町・橘浦漁協 大月町水産振興会	5月12日	カサゴ	橘浦地先	12,000尾
町・すくも湾漁協 大月町水産振興会	5月17日	カサゴ	大浦地先	10,000尾
	5月18日	カサゴ	竜ヶ迫地先	10,000尾
山崎技研	7月26日	グ レ	古満目・一切地先	200,000尾

■お問い合わせ 産業振興課 水産振興係 ☎73-1115

平成30年度 狩猟免許試験のご案内

本町では猟友会協力のもと有害鳥獣の捕獲を行っていますが、メンバーの高齢化や後継者不足等で人員の確保に苦慮しています。この機会に、自分の農地を守るために、狩猟免許を取得しませんか？

狩猟免許の取得を希望される方に、県猟友会が実施する初心者講習会の受講料の補助を行っています。

免許取得の流れ

初心者講習会を受講

▶ 狩猟免許試験に合格

▶ 免許取得

初心者講習会

日 時：8月5日(日) 9:00～
場 所：四万十市立中央公民館
(四万十市右山五月町8-22)

狩猟免許試験

日 時：8月11日(土) 10:00～ 第一種・第二種銃猟
8月12日(日) 10:00～ わな猟
場 所：四万十市立中央公民館 (四万十市右山五月町8-22)

申 込 期 限 7月20日(金)

詳細に関してはチラシがありますので、ご興味のある方、参加を希望される方は、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 産業振興課 農林振興係 ☎73-1115



皆さん鳥獣被害にお困りではありませんか？



やられた〜!!

と、なる前に！

町では鳥獣被害対策の一つとして、猟友会の協力のもと有害鳥獣の捕獲を行っています。はたして被害は減っているのでしょうか？答えは「NO」です。

ではどうすれば被害が減ると思いますか？今回はその方法について少しご紹介します。



① まずは守る！

農地を防護柵で囲うと、野生動物の侵入を防ぐことができます。といっても防護柵にもさまざまな種類があります。

まずは敵を知り、何がどこからどのように被害をもたらしているのか。それらをきちんと把握したうえで、効果的な防護柵を選定し設置しましょう。防護柵を設置する場合には、町の補助事業がありますので、ぜひご活用ください。



② つぎに環境整備！

いくら柵を設置していても、集落周辺を野生鳥獣がうろうろできる環境だと、いずれ柵は突破されます。そこで次のステップです。例えば、収穫しない柿やミカンなどの果樹、山際に放置された野菜クズなど、野生鳥獣のエサ場を徹底的に減らします。その他にも農地周辺を刈り払い見通しをよくすることも大切です。これらの環境整備が野生鳥獣を集落から遠ざけ、防護柵の効果をより高めてくれます。

③ それでもだめなら捕獲！

きちんと対策をしても現れる有害鳥獣については捕獲を行います。各地区長へ捕獲従事者名簿をお渡ししておりますので、捕獲が必要な場合には地区長または役場まで一度ご相談ください。

「他力本願ではなく、自ら捕獲したい！」というそのあなた!!

大歓迎です！捕獲免許を取得する場合には、町の補助事業がありますので、ぜひご活用ください。



きちんと学んでみんなで取り組もう！

皆さんが丹精込めて作った野菜は、野生鳥獣にとっては栄養価の高いエサです。これを食べた鳥獣は集落へ頻繁に現れるだけでなく、成長速度や寿命がのびて出産回数が増加し、年々増え続けます。「エサを与えない！」つまり、しっかりと防除することが有害鳥獣の減少に大きく貢献するのです。鳥獣対策は「攻め（捕獲）」と「守り（防除）」をバランスよく行うことがとても大切です。

これらの取り組みは複数人でやるとより効果的です。町では「野生鳥獣に強い高知県づくり事業」の一環として、集落での勉強会などを開催しています。

その地域に応じた内容をより詳しく学ぶことができますし、集落内での課題の共有にもつながりますので、これを期に鳥獣対策に集落単位で取り組んでみてはいかがでしょうか。地区からの要望をお待ちしています。

■お問い合わせ 産業振興課 農林振興係 ☎73-1115

大月町移住応援隊 活動新聞

大月町移住応援隊です。今年も梅雨の季節になりましたね。洗濯物も乾かなくて困ります。ジメジメ対策はできていますか？何か耳寄りな情報があれば教えてください。

今回は移住者交流会と今月末のフェアのご案内です。

第7回移住者交流会 ～花見&ピクニック🌸の巻～

4月22日に7回目となる移住者交流会を清王地区集会所で開催しました。

移住者2家庭5名と地区の方6名の参加をいただきました。

地区の方からはどこから大月町へ来られたのか、どうして大月町だったのか、今どこに住んでいるのか等の質問があり、また地区の方は生活や昔話・野菜作りの話をされて和気あいあいとした時間を過ごす事ができました。

昼食を食べながらも話が続き、時間はあっという間に経ち、賑やかな交流会となりました。

今後はまた他の地区にもお邪魔させていただけたらと思っています。その時はご協力よろしく願いいたします。ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。



高知県最大級のUターン・Iターン相談会

「高知暮らしフェア」を開催します！

県や市町村、産業団体が一体となって、Uターン・Iターン相談会「高知暮らしフェア」を開催しており、今年も下記の日程で開催され、本町も参加いたします。

就職紹介コンサルタントによる県内企業への就職相談や、県・市町村担当者による移住相談、一次産業への就業相談など、高知で暮らすための情報が盛りだくさんの相談会です。

県外にお住いのご家族やお知り合いの方にぜひお声がけください。

※入場無料・申込不要・入退場&服装自由・託児無料

【東京会場】

日時：6月24日(日) 11:00～17:00

会場：ダイヤモンドホール(東京交通会館12階)

※JR・地下鉄有楽町駅徒歩約1分

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10番1号

【大阪会場】

日時：6月30日(土) 11:00～17:00

会場：A P大阪梅田茶屋町(ABC-MART 梅田ビル8階)

※阪急梅田駅徒歩約1分

〒530-0013 大阪府大阪市北区茶屋町1-27



■お問い合わせ まちづくり推進課 移住相談員 ☎73-1181

移住相談員facebook <https://www.facebook.com/tsunagu.otsuki>



幡多地域で就職・転職
したい方のための

合同企業説明会



幡多地域で就職・転職したい方、Uターンしたい方のための合同企業説明会です。幡多地域に本社または事業所がある企業、20社程度が参加します。今は県外在住でも「いつかは幡多に帰りたい」「帰ってきてほしい」と思っているご家族、お友だちにお知らせください。一般の方も学生の方も、ご参加をお待ちしています。予約は不要です。

参加企業については、ウェブサイト「高知求人ネット」で公開予定。
(<https://syoukei-jinzai.jp/kochi-kyujinnet/>)

高知で働きたい！を応援します。
「高知求人ネット」WEBサイト



日時：8月12日(日) 12:00～15:00

場所：高知はたJA会館大ホール(四万十市右山五月町7-40)

■お問い合わせ 一般社団法人 高知県移住促進・人材確保センター ☎088-855-7748(代表)

県(地域支援企画員)からのお知らせ

大月町の皆さん、こんにちは！4月に大月町の地域支援企画員に着任しました岡 和生（おか かずお）です。四万十市（旧中村市）出身です。

大月町の印象は、“きれいなまち”。

山が迫り立ってなく広大で、オシャレ感が漂い、いい香りがする雰囲気があります。

そして何より、“人”です。明るく温かく、品があり、寛大で情熱的！豊かな自然へのかかわり方はもちろんですが、人と人とがかかわる姿がステキです。

ステキな人たちがすばらしい環境を創り、すばらしい環境がステキな人たちを育む。

地域資源を愛し、地域資源に愛されている大月町の皆さんに寄り添っていきたくと思っています。

一緒に喜び、時には一憂もあるかもしれませんが、皆さんの持つ夢と希望を共感したいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。



■お問い合わせ 地域支援企画員 岡 和生 ☎62-4117（まちづくり推進課内）

才角の旧月灘保育所が お遍路さんの休憩施設として利用可能になりました

才角の大浦分岐バス停付近に旧月灘保育所があります。大月町地域資源活用協議会はこの施設を才角地区の有志を中心に、へんろ古道地域交流施設「よっちみたや」として改修しており、このほど休憩所とトイレが常時利用できるようになりました。

町の文化財である月山神社や、大浦から月山神社を經由して赤泊へと通じる復元されたへんろ古道を活用して、大月の歴史・文化と「お接待」の心をお遍路さんや観光客の方々に伝えていきたいと思っています。今後は遍路宿としての整備や、歴史講演会など町民向けのイベントなども計画しています。

気軽によっちみたや！



自転車イベントで賑わう「よっちみたや」

■お問い合わせ 大月町地域資源活用協議会事務局 ☎090-3198-0468（担当：岩瀬）

はたまるねっと（幡多地域医療情報ネットワーク）の運用が開始されました

はたまるねっとは、病院・診療所・歯科・調剤薬局・介護事業所をつなぐ医療情報ネットワークです。

メリット1 お薬がより安全

処方されるお薬の飲み合わせが悪い場合のリスクを回避することができます。
お薬の重複処方を防ぎます。

メリット2 無駄な検査料の軽減

病院が変わっても、検査結果も共有されるので、同じ検査を受けなくても良くなる場合もあります。

メリット3 災害時でも安心

地震等、災害時、かかりつけの病院の診療情報が無くなったとしても、情報を入手することができます。

情報提供施設

病院 大井田病院 奥谷整形外科 田村内科クリニック いなげ胃腸科内科 国保大月病院

情報閲覧施設

病院 大井田病院 奥谷整形外科 田村内科クリニック いなげ胃腸科内科 国保大月病院 幡多けんみん病院 筒井病院 聖ヶ丘病院 三原村診療所

薬局 木下薬局 吉村調剤薬局 すみれ薬局 すみれ薬局けんみん前店 エール薬局 アイ薬局 あおぞら薬局 まつむら薬局 けんみん薬局 おおつき薬局

歯科 前田歯科矯正歯科 二神歯科医院

施設 すくも高齢者住宅菜の花 グループホーム花みずき

居宅 宿毛市中央居宅介護支援事業所

訪問看護 訪問看護ステーションすくも

訪問介護 たんぽぽ訪問介護事業所・宿毛中央ホームヘルプステーション

通所介護 宿毛中央デイサービスセンター

福祉用具 あさひサービス

その他 宿毛市社会福祉協議会

■お問い合わせ 大月病院

☎73-1300

一般社団法人 幡多医師会

☎0880-34-3086

平成30年度 国民健康保険税の見直しについて

見直しを行う内容は下記のとおりです。

基礎課税額等に係る平等割および均等割

基礎課税額	：平等割	18,800円 → 23,000円
	：均等割	16,000円 → 22,000円
後期高齢者支援金等課税額	：平等割	9,200円 → (変更無し)
	：均等割	8,000円 → (変更無し)
介護納付金課税額	：平等割	5,600円 → 6,000円
	：均等割	5,100円 → 7,000円

※所得割および資産割の変更はありません。

基礎課税額等に係る課税限度額

基礎課税額	：54万円 → 58万円
後期高齢者支援金等課税額	：19万円 → (変更無し)
介護納付金課税額	：16万円 → (変更無し)

※介護納付金課税額については、40歳以上65歳未満の被保険者のみが対象となります。

減額の対象となる所得の基準

7割軽減の対象世帯(変更無し)

33万円以下

5割軽減の対象世帯

33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下 → 33万円 + (**27.5万円** × 被保険者数) 以下

2割軽減の対象世帯

33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下 → 33万円 + (**50万円** × 被保険者数) 以下



軽減判定所得早見表

変更前

種 別	人 数	世帯総所得金額
7割軽減	全	330,000円以下
5割軽減	1	600,000円以下
	2	870,000円
	3	1,140,000円
	4	1,410,000円
	5	1,680,000円
	6	1,950,000円
	7	2,220,000円
2割軽減	1	820,000円以下
	2	1,310,000円
	3	1,800,000円
	4	2,290,000円
	5	2,780,000円
	6	3,270,000円
	7	3,760,000円

変更後

種 別	人 数	世帯総所得金額
7割軽減	全	330,000円以下
5割軽減	1	605,000円以下
	2	880,000円
	3	1,155,000円
	4	1,430,000円
	5	1,705,000円
	6	1,980,000円
	7	2,255,000円
2割軽減	1	830,000円以下
	2	1,330,000円
	3	1,830,000円
	4	2,330,000円
	5	2,830,000円
	6	3,330,000円
	7	3,830,000円

詳しくは下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 税務課 税務係

町民福祉課 保険係(国保担当)

☎ 73-1112

☎ 73-1113

75歳以上^(※1)の皆さんへ

平成30年度^(※2)から、医療保険料の軽減率が変わります

※1 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

※2 平成30年度の保険料改定により、皆さまの保険料の支払い額が変わるのは、振込み・口座振替等の方で7月から、年金引き落としの方で10月からとなります。(お住まいの市区町村によっては時期が異なる場合があります。)

75歳以上の方の保険料は、

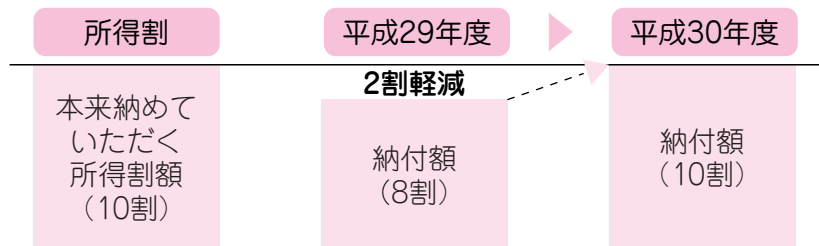
①年収に応じて納めていただく部分 **所得割** と、

②全員に納めていただく定額部分 **均等割** があります。

平成30年度から、75歳以上の方の軽減率が下のように変わります。

① **所得割** が変わる方 ▶ 年収 約153万円～約211万円の方

平成29年度の所得割は、特例的に**2割軽減**されていましたが、平成30年度から本来納めていただく所得割額になります。
(均等割の定額部分は変わりません)



② **均等割** が変わる方 ▶ 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは

75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険、共済組合などで被扶養者であった方

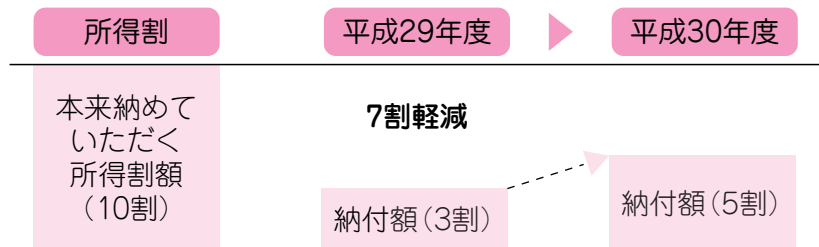
特定の要件とは

单身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など

75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成29年度の均等割は、特例的に**7割軽減**されていましたが、平成30年度は**5割軽減**になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

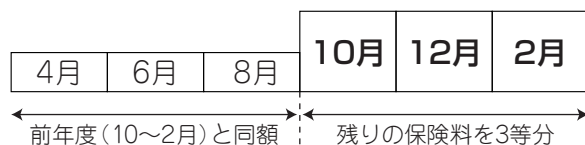


保険料を年金からの引き落としで納めている皆さんへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。

そのため平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方についても、実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

※なお、お住まいの市区町村によっては6月から引き落とし額が増える場合があります。



■お問い合わせ 町民福祉課 保険係(後期高齢者医療担当) ☎73-1113

70歳以上^(※)の皆さんへ

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります

※65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月から、上限額（月ごと・70歳以上）が下の表のように変わります。

あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

年収約370万円～約1,160万円（住民税課税所得145万円以上690万円未満）の方はご注意ください!! ※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月に1つの医療機関での支払いが高額になる可能性[※]がある方は、市区町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。（ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます）

平成30年7月までの上限額（70歳以上）				平成30年8月からの上限額（70歳以上）				
	適用区分	外来 (個人ごと)		外来＋入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)		外来＋入院 (世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1% 【多数該当：44,400円】 ※2	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (総医療費－842,000円) × 1% 【多数該当：140,100円】 ※2			
				Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上 690万円未満の方	167,400円 + (総医療費－558,000円) × 1% 【多数該当：93,000円】 ※2			
					Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上 380万円未満の方	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1% 【多数該当：44,400円】 ※2		
一般	住民税課税所得 145万円未満の方 ※1	14,000円 (年上限144,000円)	57,600円 【多数回：44,400円】 ※2	住民税課税所得 145万円未満の方 ※1	18,000円 (年上限144,000円)	57,600円 【多数回：44,400円】 ※2		
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 ※3	8,000円	24,600円	Ⅱ 住民税非課税世帯 ※3	8,000円	24,600円		
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) ※3		15,000円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) ※3		15,000円		

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係（国保担当・後期高齢者医療担当） ☎ 73-1113

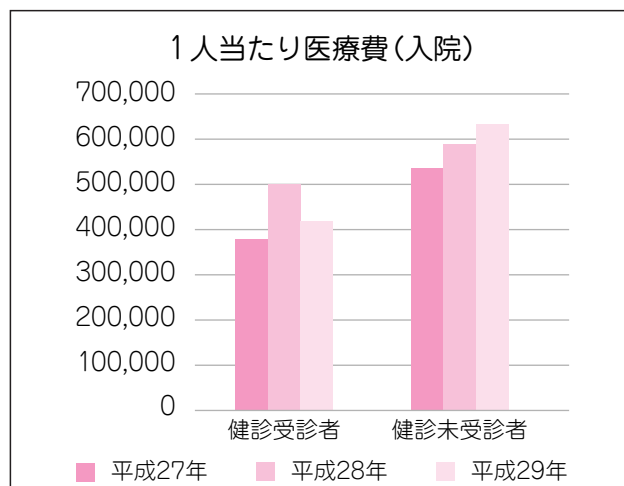
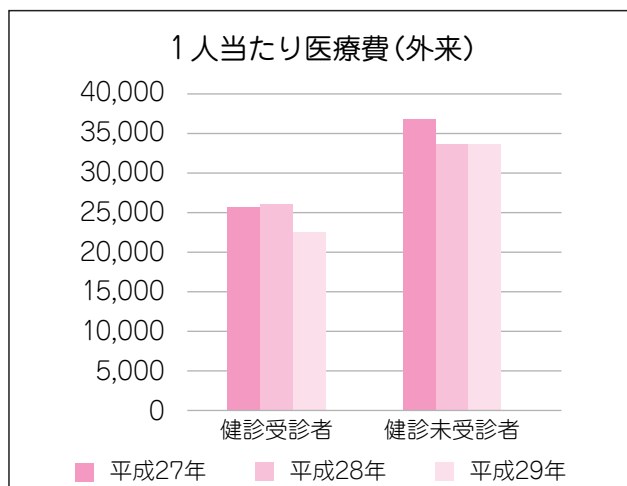
大月町にお住まいの皆さん！ 1年に1回 特定健診を受けましょう！

特定健診を受けるためには、**受診券（水色）と保険証**が必要です。この受診券は、社会保険の方であれば、加入する保険者から発行されます。また、国保の方であれば、役場の国保係から、各地区の集団健診の約1ヵ月前に郵送されます。

ただ、国保資格の取得時期によっては、各地区の集団健診を過ぎて受診券が届くこともあります。お住まいの地区以外でも健診を受けることができますので、ぜひこの機会に受診してください。



健康づくり声かけ隊長
こえかけますよ
古江掛増代



上のグラフは、本町の国保の方の平成27年から平成29年の1人当たりの医療費を、健診受診者・未受診者に分けて数値化したものです。**健診受診者と未受診者では、医療費の差は歴然！**

特定健診を受診することで、病気の早期発見・早期治療ができるので、重症化を予防し、医療費の抑制につながります！

年に1度の健診は、健康管理の第一歩です。「忙しい」「めんどくさい」といった理由で健診を受けずにいるのはもったいない。自分のため、大切な家族のためにも特定健診を受診しましょう!!

■お問い合わせ 健診について : 保健介護課 保健衛生係 ☎ 73-1365
受診券について : 町民福祉課 保険係（国保担当） ☎ 73-1113

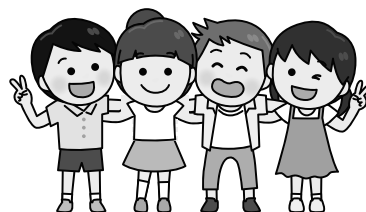
児童手当現況届の提出について

児童手当を受給される方は、6月に現況届を提出しなければなりません。この届は6月1日における状況を記載し、受給できる要件があるかどうかを確認するためのものです。受付期間内に届が出されていないと、6月以降の受給ができなくなりますので、ご注意ください。受給対象者の方には、6月初めに現況届等の書類を送付しています。受給対象者であるのに送付がないときは、お手数ですが下記までお問い合わせください。

- 提出期間** 6月1日（金）～6月29日（金）
提出場所 町民福祉課 福祉係
提出書類 ・児童手当現況届 ・受給要件確認票
その他、持参するもの

- ・印鑑 ・保険証（受給者のもの）
- ・児童と同居していない場合は児童の属する世帯全員の住民票

■お問い合わせ 町民福祉課 福祉係 ☎ 73-1113



地域包括支援センター通信…… No.11

～歯と口のケアで健康寿命を延ばそう～

歯と口には、食べるだけでなく、発音や表情の豊かさをつくる役割があります。

加齢による身体の筋力低下は、噛む力や飲み込む力の低下を引き起こします。さらに、口の機能低下は、低栄養を引き起こし、閉じこもりや寝たきりの要因となります。



1.よく噛んで食べる

- ①噛むことで唾液の分泌が促され、虫歯や歯周病を予防
- ②口を動かすことで酸素や栄養を脳へ送るポンプの役割、脳が活性化
- ③口周りの筋肉を使うことにより、発音・表情がよくなる
- ④よく噛むことで満腹感が得られ、食べ過ぎ防止になる
- ⑤噛む力が強いと、身体に力が入りやすくなる
- ⑥消化を良くし、胃腸への負担が軽くなる

2.虫歯予防

- ①正しい歯磨き
- ②フッ素配合の歯磨き粉で歯を強くする

バス法
歯周ポケットの汚れの除去に効果的
歯と歯茎の間をやさしく磨く



スクラッピング法
歯の表面の汚れを取ります
歯ブラシの先を細かく動かす



3.歯周病予防

- ①歯間ブラシやデンタルフロスを活用し、歯ブラシでは取り除けない汚れを除去する
- ②洗口剤（デンタルリンス）を活用し、口腔内の環境を整える



4.口の筋力低下予防

口を大きく
あけて
ハッキリと
3セット



5.かかりつけの歯科医をもつ

- ①虫歯や歯周病の早期発見
- ②入れ歯の管理
- ③毎日のお手入れでは取りきれない汚れを専用の器具で除去してもらう



入れ歯の役割

歯を失った場合でも、入れ歯により口の機能を維持することができます。また、自分に合ったものを使うことで、歯並びやかみ合わせが改善され、食生活や平衡感覚を向上させることができます。



■お問い合わせ 保健介護課（地域包括支援センター） ☎73-1700

5月10日、大月小学校で1年生を対象に「誘拐防止教室」と、5・6年生を対象に「いじめ防止教室」を行いました。

1年生の誘拐防止教室では、DVD『きみならどうする？ ゆうかい・いたずらされないために』を視聴し、知らない人に声を掛けられた時の対応方法や、誘拐されやすい場所の確認を行いました。そして、誘拐防止の合言葉である『いかのおすし』を学びました。

5・6年生のいじめ防止教室では、『居心地よいクラスにするために』を題材に、いじめも犯罪になるということを学び、学習のまとめとして、「①嫌なことを言わないししない、②相談する、③人の気持ちを考える」などの3つの約束をしました。

一いかのおすしー

知らない人についていかない
他人の車にのらない
おおごえを出す
すぐ逃げる
何かあったらすぐしらせる



誘拐防止教室：1年生



いじめ防止教室：5・6年生

地域安全コラム

事務局

宿毛地区地域安全協議会

宿毛警察署刑事生活安全課内

地域安全アドバイザー 津野 結

☎ 63-0110

梅雨の季節となりました 大雨や土砂災害に備えてください



雨の強さと被害の様子を知ろう！

1時間の雨量	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
10～20mm未満	やや強い雨	ザーザーと降る	長く続くときは注意が必要
20～30mm未満	強い雨	どしゃ降り	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる
30～50mm未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ・がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要
50～80mm未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	地下室や地下街に雨水が流れ込む土石流が起こりやすい
80mm～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある	大規模な災害が発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要

土砂災害の種類と災害発生の前ぶれを知ろう！

土石流	がけ崩れ	地滑り
大雨で、谷や山の地面の土や石が水と一緒に一気に流されること	大雨や地震によって地盤がゆるんで突然崩れ落ちること	緩やかな坂で、滑りやすい土に雨がしみて地面がゆるぐりと動くこと
こんなときは危険！ - 異様な地鳴りがする - 雨が続くのに川の水位が激減する - 土臭い、異様なにおいがする - 川の水に流木が混ざっている	こんなときは危険！ - 斜面に亀裂ができる - 湧き水が急に増え、そのあと急に減る - 斜面から小石がばらばら落下する - 斜面から地鳴りがする	こんなときは危険！ - 地鳴り、山鳴りがする - 地面が振動する - 池や沼の水かさが急変する - 亀裂や段差が発生、拡大する

避難行動は早めに開始しよう！

立ち退き避難	屋内安全確保
- 町の指定避難所等への移動 - 自宅から安全な場所への移動（親戚や友人宅等）	- 自宅の2階以上のがけの反対側に位置する部屋に避難 - 近くの頑丈な建物に避難
どんな時に避難する？ - 町からお住まいの地域に避難勧告等が発令されたとき - 背後に急傾斜地などの土砂災害危険箇所があり、降雨により倒壊の恐れがあるとき - 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき	どんな時に避難する？ - 激しい雨が降っている時や夜中など、避難のための十分な時間が確保できないとき - 避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、立ち退き避難することが危険だと判断されるとき
[注意ポイント] 大雨で避難するときは、川の近くや低い場所、がけの近くなどを通らないようにしましょう	[注意ポイント] 大雨の時などは気象情報を常にチェックし、早めの避難をしましょう

■お問い合わせ 危機管理課 消防防災係 ☎ 73-1140

大月町消防団幹部紹介

町民の生命・財産を先頭に立って守っている、大月町消防団の平成30年4月1日現在の幹部の皆さんを紹介します。（敬称略）

団本部

団 長（平 山）市原 泰
副 団 長（姫ノ井）中平 誠
副 団 長（弘 見）中田 束稲

第2分団

分 団 長（安満地部）谷本 泰彦
副分団長（橘浦部）谷口 勝年
副分団長（安満地部）畠中 秀夫

第4分団

分 団 長（古満目部）米澤 知史
副分団長（中央部）中平 敏文
副分団長（古満目部）福吉 裕一

第6分団

分 団 長（姫ノ井部）東 昇
副分団長（春遠部）田辺 豊浩
副分団長（姫ノ井部）依岡 一生

第1分団

分 団 長（弘見部）吉松 徳重
副分団長（泊浦部）平田 彰彦
副分団長（竜ヶ迫部）福島 謙二
副分団長（弘見部）松田 哲幸

第3分団

分 団 長（柏島部）黒田 澄夫
副分団長（一切部）坂本 越郎
副分団長（柏島部）福留 貴浩

第5分団

分 団 長（周防形部）米花 昌明
副分団長（西泊部）楠 勝志
副分団長（檜ノ浦部）端近 純男
副分団長（周防形部）中城 一幸

第7分団

分 団 長（才角部）内原 威
副分団長（大浦部）吉岡 利昌
副分団長（小才角部）中川 順一
副分団長（才角部）宮本 博信

消防だより



高知県消防大会

5月17日、高知市で開催された高知県消防大会において、「消防団員配偶者功労感謝状」が、宮林 奈津子さん（第6分団 宮林 泰教さんの妻）、松尾 幸恵さん（第6分団 松尾 忠さんの妻）に贈呈されました。また、大月町消防団の多くの団員が「勤続章」、「功績章」を受章されました。心からお喜び申し上げます。

平成30年度 全国統一防火標語

「忘れていない？サイフに スマホに 火の確認」

■お問い合わせ 幡多西部消防組合 大月分署 ☎73-1313



道路維持委託業務について

高知県が管理する道路の安全な通行を確保するため、幡多土木事務所宿毛事務所では、道路維持業務について建設会社に委託しています。道路維持業務の主な内容は、1週間に1回の割合で行う道路の巡回パトロールと路面や側溝の清掃、崩土があった場合の撤去などです。

大月町内の高知県が管理する道路において、崩土や舗装面に穴が開いているといった、安全な通行に支障がある事態を発見した場合は、道路維持委託業務を受託している会社、もしくは下記まで連絡していただきますようお願いします。

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の道路維持委託業務における担当区間などは、以下のとおりです。

道路維持委託業者名			道路維持委託路線
有限会社 晃正工業	住所 大月町弘見1569-1 電話 73-0286		国道321号 県道清王新田貝ノ川線（県道352号線）
有限会社 松田建設	住所 大月町弘見2337-4 電話 73-0088		県道安満地福良線（県道357号線） 県道柏島二ツ石線（県道43号線）

※太字の県管理道路については、大月町内の区間のみを委託しています。

■お問い合わせ 幡多土木事務所宿毛事務所 道路課 ☎63-2141

ねんきんコーナー

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。そのような場合は、未納のままにしないで、「保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。



保険料免除制度とは

所得が少なく、**本人・配偶者・世帯主それぞれ**の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額・4分の3・半額・4分の1の4種類があります。

保険料納付猶予制度とは

20歳から50歳未満（※）の方で、**本人・配偶者それぞれ**の前年所得が一定額以下の場合は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

未納だと損をします！「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響 納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	計算される	計算される (注1)	計算される (注2)	計算されない	計算されない

(注1、2) 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

- 全額免除の場合……2分の1
- 3/4免除の場合……8分の5
- 半額免除の場合……4分の3
- 1/4免除の場合……8分の7

※平成21年3月以前の免除期間は、上記の割合と異なります。

「全額免除」…3分の1、「3/4免除」…2分の1、「半額免除」…3分の2、
「1/4免除」…6分の5

(注2) 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料納付が必要です。

受付期間、申請に必要なもの

申請期間は、7月から翌年6月までとなっています。

申請は随時受け付けしていますが、平成30年度分の申請は7月1日からの受け付けとなります。

申請される際は、年金手帳・認印（本人自署の場合は不要）・本人確認ができるもの（運転免許証等）、退職等を理由とされる場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票の写し等が必要です。



ねんきんネット
ホームページリンク

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係年金担当 ☎73-1113
幡多年金事務所 ☎0880-34-1616

住宅改造支援事業について

高齢者等が居住する住宅を身体の状態に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修することにより、本人および介護者等の負担軽減を図ることを目的に、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者は、本町に住所を有し、次に該当する世帯で、生計中心者の前年の所得税額が30万円未満の世帯です。

- ① 介護保険制度の要支援から要介護の認定を受けた方を含む世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方で身体上の障害が一級または二級の方（一部、運動機能障害のある障害等級三級を含む）を含む世帯
- ③ ①および②に該当しない65歳以上の高齢者のみで居住している世帯

補助対象基準額（総工事費）は、①および②の世帯は100万円まで、③の世帯は30万円までです。

そのうち、県3分の1、町3分の1補助、残りは申請世帯の負担となります。改造内容によっては、対象にならないものもありますので、申請を希望される世帯は、現地へ訪問して聞き取り、説明をしますので下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 町民福祉課 住宅改造 支援事業担当 ☎73-1113

おしらせ

INFORMATION

平成30年度大月町敬老年金の支給について

本町では、高齢者のご長寿をお祝いし、町民の敬老意識の高揚と老人福祉の増進を目的とした大月町敬老年金条例に基づき、一年に一度、敬老年金を支給しています。

今年度の支給要件等は次のとおりです。

● 受給資格

平成30年9月1日に、本町に引き続き1年以上住所を有する、80歳以上の方

● 支給日

9月14日(金)

● 金額

おひとりにつき5千円

● お手続きとお受け取りの方法

● 現金支給をご希望の方

○町民福祉課窓口での現金のお受け取りを希望される方

はお手続きは不要です。

○9月1日以降に、対象となる方へ通知書(はがき)が送付されます。

○通知書と印鑑をご持参のうえ、町民福祉課窓口でお受け取りください。

※代理人による受け取りも可能ですが、通知書とご本人の印鑑が必要です。

● 振込支給をご希望の方

○新たに振込による支給を希望される方は、左記までご連絡ください。

○昨年までに口座振込のお申し込みをいただいた方は、お手続きは不要です。

○口座の変更や現金受け取りへの変更を希望される方も、左記までご連絡ください。

※支給日当日は、窓口が大変混み合います。お待たせすることもあります。あらかじめご了承ください。

※振込のご依頼はお電話でも結構です。便利な口座振込をぜひご利用ください。

■ お問い合わせ

町民福祉課 住民係

☎ 73-11113

障害医療費受給者証の更新について

重度心身障害児(者)医療は、心身に一定以上の障害を持っている方に医療費の一部を助成するものです。

受給者証の有効期間は通常交付の日から5年ですが、65歳以上の重度心身障害者のうち、平成15年10月1日以降に助成認定を受けた方は、毎年6月に更新手続きが必要です。(平成30年度分住民税非課税世帯であることが対象要件です)

有効期間が6月30日までの受給者証をお持ちの方には、6月中旬に申請書を郵送しますので早めに申請してください。また、新たに該当すると思われる方はお問い合わせください。

● 受付期限

6月29日(金)

● 受付場所

町民福祉課 福祉係

● 持参するもの

● 申請書

● 対象者の保険証

● 印鑑

● 現在お持ちの障害医療費受

給者証

● 申請者の個人番号カード、または通知カードおよび申請者の写真入りの身分証明書(障害者手帳等)

● 1月1日に大月町住民記録のない方は前住所地の市区町村長が発行する課税証明書(平成30年度分)

■ お問い合わせ

町民福祉課 福祉係

☎ 73-11113

ひとり親家庭医療費受給者証の更新について

ひとり親家庭医療は、ひとり親家庭の保護者と児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある方)、父母のいない児童を対象とした医療扶助です。対象は所得税非課税世帯(※)です。

6月は更新月です。更新が必要な方には、6月上旬に更新申請書を郵送していますので、お早めに申請をしてください。また、区分および対象要件を確認し、新たに該当すると思われる方は、お問い合わせください。

● 受付期限

6月29日(金)

● 受付場所

町民福祉課 福祉係

● 持参するもの

● 申請書

● 対象者全員の保険証

● 印鑑

● 現在お持ちのひとり親家庭医療費受給者証

● 対象者全員の個人番号カードまたは通知カード

● 申請者の写真入りの身分証明書等

● 前住所地の市区町村が発行する所得証明書(1月1日以降に転入された方)

※所得税は年少扶養控除等廃止前の規定を適用する経過措置を設けています。所得税の判定は控除廃止前の規定により再計算されるため、源泉徴収票等で課税状態である方も該当する場合がありますので、ご相談ください。

■ お問い合わせ

町民福祉課 福祉係

☎ 73-11113

2019年度 高知大学医学部附属病院 看護部

看護職員募集！

募集期間

第1回 終了しました
第2回 8月20日(月)～9月10日(月)
第3回 10月22日(月)～11月5日(月)

詳しくは 高知大学医学部・病院事務部 総務企画課人事係(担当:井手) ☎ 088-866-2224

平成30年度

税務職員採用試験募集

<受験申込受付期間>

6月18日(月)9:00～6月27日(水)(受信有効)

原則として、インターネット申し込みをご利用ください。
インターネット申込専用アドレス (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

国税庁ホームページ採用案内ページアドレス

<http://www.nta.go.jp/about/recruitment/zeimushoku/shiken/02.htm>

お問い合わせは

高松国税局総務部

人事第二課試験研修係 ☎ 087-831-3111

今年も婚活イベントあります！

お問い合わせ
公益社団法人 宿毛青年会議所(宿毛市中央2-2-18 宿毛商工会議所内)
TEL/FAX 63-3484 (平日10:00～15:00)

すくこん2018 in 宿毛市林邸



行事予定表(7月～8月)

月	日	曜日	行事名および内容	場 所	時 間
8	18	土	第39回 大月まつり	総合グラウンド	18:00～
			ちびっ子相撲、盆踊り、花火大会などなど、今年もさまざまな内容で大月の夏を盛り上げます!!皆さん、ぜひお越しください。		
			■お問い合わせ 大月町イベント実行委員会 ☎ 73-1610		
	24	金	大月荘納涼祭	大月荘	18:00～
			地域の皆さんとの交流事業です。たくさんの方のご来場をお待ちしています。盆踊りや花火大会なども予定しております。お問い合わせの上、お越しください。		
			■お問い合わせ 大月荘 ☎ 73-1177		
	26	日	どろんこバレー大会2018	旧姫ノ井小学校前	9:30～
			今年もたくさんの方々の協力をいただき開催します!! ぜひ応援に来てください。		
			■お問い合わせ レッツおおつき事務局 e-mail:lets.otsuki@gmail.com		

知っちょこ! 大月まめ知識

神話に生きる生物 ヤドリギ

Vol.33

「ヤドリギ(宿り木)」という変わった植物をご存知でしょうか? エノキ、クリ、ケヤキなどの落葉樹や枝や幹に根をおろし、半寄生生活を送る常緑性の灌木(かんぼく=背の低い木のこと)です。こんもりとした枝葉を球体に伸ばした姿は、緑色のぼんぼりのようで遠くからでもよく目立ちます。欧米では神聖なものとして象徴的に扱われています。ケルト神話では不死や再生を表すシンボルとなっており、ヤドリギが生えている木には神が宿ると言われていました。



また、北欧神話には神の武器としてヤドリギが登場します。クリスマスにヤドリギの下で恋人同士がキスを交わし、結婚の約束をするなんていうロマンチックな習慣もあるようです。日本では特に注目されることのない植物ですが、一見の価値はあると思います。町内にも自生していますので、ぜひヤドリギを付けた木を探してみてください。

(黒潮生物研究所 中地シュウ)

おめでとうございます
元気に育ってね！



くろだ ひなた
黒田 一風太くん(柏島)
平成30年5月7日生
保護者 高寿・泰名さん



はしちか そわ
端近 颯八くん(芝)
平成30年4月27日生
保護者 敦夫・彩さん

(4月～5月届出分)

こんにちは
赤ちゃん

まちの話題

5/5 こどもの日は わんぱくフェスティバル！

ゴールデンウィークということもあり、ふれあいパーク・大月内は観光客で賑わう中、5月5日にわんぱくフェスティバルが開催されました。

ふれあいパーク・大月内にいろいろなゲームステージが設けられ、朝9時から一斉にスタート！子どもたちは期待に胸を膨らませ、笑顔いっぱいにはりきって挑戦していました。

全ステージを駆け回って、最後に待っているのは豪華景品が当たるお楽しみの大ビンゴ大会！スタッフが数字を読み上げる度に会場が盛り上がり、たくさんの子どもたちが、当たった景品を手に嬉しそうにしていました。



5/19 公民館サークル発表会

5月19日、農村環境改善センターにおいて、第16回公民館サークル発表会が賑やかに開催されました。公民館サークルメンバー（11サークル・出演者69名）の皆さんが、日頃の練習の成果をおおいに発揮しました。

皆さんもぜひサークル活動に参加してみませんか？

